

市 町 村 長 殿

P E T ボトルリサイクル推進協議会
会 長 中 山 伊 知 郎

〈 P E T ボトル関連の特定事業者からのお願い 〉

**分別収集された P E T ボトルは、指定法人にお引き渡し下さいますよう
ご配慮をお願い申し上げます。**
使用済み P E T ボトルの海外流出で、国内リサイクル基盤は危機的状況にあります。

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

当協議会は P E T ボトルのリサイクル推進を目的に、関係する業界団体(社団法人全国清涼飲料工業会、P E T ボトル協議会、社団法人日本果汁協会、日本醤油協会、酒類 P E T ボトルリサイクル連絡会)が平成 5 年に設立した団体です。

さて、ご承知の通り、分別収集された P E T ボトルについては、海外輸出が依然として活発で、指定法人(財団法人日本容器包装リサイクル協会)への引渡し量が年々減少していることから、国内の再商品化事業者によれば、そのほとんどで安定的な操業を行うだけの P E T ボトル量の確保が難しい状況にあります。平成 18 年度は、国が査定する再商品化能力が 39.6 万トンであるのに対して、分別収集計画量 28.5 万トンのうち指定法人への引渡し申し込み量がわずかに 14.4 万トンにすぎず、この状態が来年度以降も続けば国内リサイクル基盤が崩壊し、「持続可能な循環型社会の実現」が困難になると考えられます。

従いまして、貴市町村におかれましては、本年 11 月～12 月に行われます指定法人への引き取り申し込みに際して、再商品化事業者の能力がフルに活用できるよう、分別収集された P E T ボトルの引渡しを大幅に増加して下さるよう、お願い申し上げます。

敬 具

ご参考

1. 今般成立した改正容器包装リサイクル法の第三条(基本方針)2項四号に「**分別収集計画された容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡しその他の適正な処理に関する事項**」が追加されたのをうけて、産業構造審議会、中央環境審議会及び農水省懇談会においては、市町村が指定法人に引渡すべきことが強く主張され、改正基本方針が概ね下記のように合意されています。

- 使用済み P E T ボトルを始めとする分別収集された容器包装廃棄物に係る海外への輸出により、国内における再商品化の安定的な実施に支障を生ずるおそれがあること
- 市町村は、
 - ・ 容器包装廃棄物を分別収集するときは、自ら策定した分別計画に従い、再商品化施設の施設能力を勘案して、指定法人等に分別基準適合物を円滑に引渡すことが必要であること
 - ・ 分別収集された容器包装廃棄物について、指定法人等に引き渡されない場合、市町村は、再商品化施設の施設能力を勘案するとともに、それが環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていることを確認し、住民への情報提供に努めること

2. 平成 18 年度には指定法人が P E T ボトルの再商品化を委託する事業者を選定する入札は、いわゆる有償入札となり、再商品化事業者から指定法人への支払予定額は約 26 億円となっています。この約 26 億円は指定法人に P E T ボトルを引き渡した市町村に支払われることになっています。(別添 6 月 23 日付け指定法人書簡、および同日付環境省書簡参照)